

## 浪速区在宅連携協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、浪速区在宅連携協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、浪速区内の医療・介護機関がそれぞれの患者（利用者）情報を共有することにより、医療介護連携の促進と地域全体の医療・介護サービスの資質向上を目指すとともに、地域包括ケアシステムを実現することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) Aケアカードの管理・運用及び普及に関すること。
- (2) Aケアカードの利用推進に関すること。
- (3) その他本協議会の目的にあった事業に関すること。
- (4) 将来に渡り、Aケアカードを運用するために、法人化を検討すること。
- (5) 法の定める範囲内で協議会により承認された場合で、患者（利用者）の健康改善・予防目的の2次利用に関すること。
- (6) ブルーカードの利用に関しては浪速区医師会（病診連携委員会）に一任すること。

(構成団体及び役員)

第4条 協議会の構成団体は、浪速区医師会、浪速区歯科医師会、浪速区薬剤師会、浪速区内訪問看護ステーション及び浪速区介護事業所機構とする。

2 協議会には、次の役員を置くこととする。

会 長	1名
副会長	2名
監 事	1名

- 3 会長は、協議会の互選により選出する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 監事は、協議会において選任する。

(任期)

第5条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、当該役員が欠けた場合における補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(協議会決定事項)

第7条 協議会は、以下の事項について審議し、決定する。

- (1) 規約及びAケアカード運用方法の変更
- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) その他協議会の運営に関する事項

(協力団体)

第8条 協議会は、Aケアカード（ブルーカード含む）の普及・利用促進を図るため、連携を行う協力団体を次のとおり置く。

浪速区役所

浪速区社会福祉協議会

浪速区地域包括支援センター

2 協力団体は、必要があると認めるときは、協議会に出席して意見を述べることができる。

(協議会の開催)

第9条 会長は、協議会を毎年1回以上開催する。

2 構成団体の代表者および担当者をもって協議会とする。

3 協議会の議長は、会長が務める。

4 協議会の議決は、一構成団体が各1票の議決権を有し、(議決権を有する)過半数の団体代表が協議会に出席し、出席議決権の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要に応じ構成団体及び協力団体に通知し、合同協議会を招集することができる。

(総括責任者および運用委員会)

第10条 会長は、第3条の事業を達成するために、総括責任者を置くことができる。

2 総括責任者は、必要に応じ運用委員会を組織し、その構成員を指名することができる。

総括責任者 1名

副総括責任者 2名

(事務局)

第11条 協議会の事務局を大阪市浪速区日本橋5-21-15 浪速区医師会に置く。

2 事務局は、会員登録状況及び患者(利用者)登録状況を適宜協議会に報告する。

3 事務局は、Aケアカード運用にかかる経理を処理する。

(監事による監査)

第12条 監事は、Aケアカードの運用状況及び会計の状況を監査しなければならない。

2 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、協議会に出席して監査報告や意見を述べるものとする。

(参与)

第13条 協議会に次のとおり参与を置く

(1) 浪速区長

(2) 浪速区保健福祉センター所長

2 会長が必要であると認めるとき、参与は協議会に出席して意見を述べることができる。

(その他)

第14条 この規約に定めのない事項は、協議会の議決を経て会長が定める。ただし、協議会を招集する暇がないときは、会長が決定し、次の協議会で承認を受けるものとする。

附 則

この規約は、平成28年10月1日から施行する

附 則

この規約は、平成30年7月11日から施行する

附 則

この規約は、平成30年10月10日から施行する

附 則

この規約は、令和4年1月26日から施行する